

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童扶養手当の支給等事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童扶養手当の支給等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大和市長

## 公表日

令和1年6月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給等業務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当受給者の認定審査、児童扶養手当受給者・児童の管理を行っている。また、受給者に関して、児童扶養手当の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童扶養手当法による所得状況の照会、実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの児童扶養手当データ提供
③システムの名称	・児童福祉システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第37の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第7号 別表第2 第57の項 情報提供: 番号法第19条第7号 別表第2 第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部こども総務課
②所属長の役職名	こども総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大和市下鶴間1-1-1 総務部総務課 046(260)5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大和市鶴間1-31-7 こども部こども総務課 046(260)5608

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	I-5-②所属長	こども総務課長 山崎 晋平	こども総務課長 佐藤 健二	事後	
平成28年6月24日	I-7請求先	総務部総務課	大和市下鶴間1-1-1 総務部総務課 046(260)5334	事後	
平成28年6月24日	I-8連絡先	総務部総務課	大和市鶴間1-31-7 こども部こども総務課 046(260)5608	事後	
平成29年7月10日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 第57の項	情報照会:番号法第19条第7号 別表第2 第57の項 情報提供:番号法第19条第7号 別表第2 第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項	事後	
平成30年7月18日	I-5-②所属長	こども総務課長 佐藤 健二	こども総務課長 玉木 由子	事後	
令和1年6月4日	I-5-②所属長の役職名	こども総務課長 玉木 由子	こども総務課長	事後	
令和1年6月4日	II-1	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月4日	II-1	平成28年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月4日	II-2	平成28年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月4日	IV	—	評価書の様式変更に伴い、記載項目を追加	事後	